

平成30年度

第8回 佐々町農業委員会総会議事録

平成30年11月22日（木）

佐々町農業委員会

佐々町農業委員会

平成30年11月 第8回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成30年11月22日(木)午後3時00分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開会 平成30年11月25日(木)午後2時55分

4. 出席委員 (11名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	10	山下 夕見子君
12	吉永 勝彦 君	13	坂口 隆英 君		
推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	湯村 速雄 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
9	濱野 卓也 君	11	寶持 雅祥 君		

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	金子 剛 君	書記	上野 靖一郎君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
10	山下 夕見子君	12	吉永 勝彦 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 一時転用届出書について

報告第2号 農地改良届出書について(3件)

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について(11件)

(4) 審議事項

第24号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第25号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第26号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）の承認について

第27号議案 佐々農業振興地域計画見直し検討委員会の選任について

(5) その他

①農業新聞について

②農業委員会視察研修について

③1月定例会の日程について

④その他

事務局長（金子 剛君） 事務局長。皆さん、こんにちは。時間早いようですが、皆さんお揃いですので、只今から平成30年度 第8回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、藤永会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君） 皆さん、こんにちは。一言ご挨拶申し上げます。日頃1時半からという形をとっておりましたが、委員さんの中に競り市の方がおられましたので時間を3時から開催した次第でございます。それぞれ皆さんお忙しい中に、そして今年も40日を切りました。早いものでございます。そういう時期になって繰り合わせをいただきまして今日の総会に出席いただきましたことに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。また、皆様方にはご案内が来ているかとは思いますが、今日は熊野神社様で新嘗祭が行われまして代表いたしまして参列

いたしました。また、明日は三柱神社の新嘗祭ということであります。それから週明けの26・27日は視察研修が控えております。立て続けに皆様におかれましては差支えがあり、大変だと思いますが皆様方のご協力をお願いいたします。今日はご覧のとおりの案件で審議をいただくわけでございますが、いつも申しますとおり五役会で検討を加えたわけでございますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。ありがとうございます。本日の出席農業委員は11名で、濱野卓委員と寶持委員から欠席届が出ております。推進委員は5名全員出席です。定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いいたします。

議長（藤永 九市君）それでは議長を務めさせていただきます。案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり） それでは、これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号10番 山下委員、議席番号12番 吉永委員を指名しますので、よろしくお願ひします。以上で、日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 一時転用届出書について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。1ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。報告第1号 一時転用届出書、借人 長崎県県北振興局長、担当が同じく県北振興局道路建設第一課 係長。貸人 佐々町古川免〇〇。業者が長崎県諫早市津久葉〇〇建設工事共同企業体㈱長崎営業所 現場代理人 〇〇。目的につきましては、長崎県の工事でございまして、主要地方道佐々鹿町江迎線道路改良工事（橋梁上部工）を施工するにあたり、現場事務所設置と駐車場及び資材保管場所として使用するためということで今回、申請があがっております。申請の場所でございますが、佐々町志方免 104-1.115-2 地目（田）面積が 860 m²。一時転用面積も 860 m²でございます。工事期間につきまして、平成30年12月1日から平成31年5月31日となっております。3ページをお願いいたします。上部の赤のところが申請箇所でございまして、下部の赤い部分が工事個所となっております。工事内容につきましては、佐々大橋を江迎方面にわたり切りまして、左に

曲がりまして、パチンコ店の方面に行きますと志方橋が見えてきますが、その先の道を現在、拡幅工事をされている状況です。これに伴う橋梁工事の新設でございます。そのため、現場事務所等を設置したいということでした。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これにつきまして、ご意見等ございましたお受けしたいと思います。ないようございますので、この件につきまして終了させていただきます。ありがとうございます。次に、報告第2号農地改良届3件について事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。6ページをお願いいたします。この届出書につきましては、3件関連がございますので、続けて朗読説明をしたあとに、内容を説明させていただきます。報告第2号農地改良届出書、申請人 住所佐々町小浦免〇〇。下記のとおり田畠転換、畠地嵩上ため農地埋立をしたいので届け出ますということで今回申請があがっております。土地の所在、佐々町小浦免字丸山5-15地目 登記簿（田）現況（畠）、面積590m²、所有者及び耕作者〇〇。農地改良等を必要とする理由としまして、現在、田んぼになっておりますが、畠に転換し農地を維持するためということであがっております。工事期間、平成30年12月1日から平成31年6月30日まで。施工業者 佐世保市園田町〇〇株 代表取締役 〇〇。工事の概要でございますが、埋立てに用いる土、その他の材料としまして、基礎部分の土の種類 磯質土、採取場所 佐々町神田免、量300m³、埋立ての高さが0.47mの嵩上げとなります。5の被害防除対策ですが、雨水対策については、現況ボックスに繋ぎ水路へ排水を行う。工事後の作付け計画が、野菜等の作付でございます。次に、12ページをお願いいたします。農地改良届出書、申請人 住所佐々町小浦免〇〇。下記のとおり田畠転換、畠地嵩上ため農地埋立をしたいので届け出ますということで今回申請があがっております。土地の所在、佐々町小浦免字丸山5-18地目 登記簿（田）現況（畠）、面積378m²、所有者及び耕作者〇〇。農地改良等を必要とする理由としまして、現在、田んぼになっておりますが、畠に転換し農地を維持するためということであがっております。工事期間、平成30年12月1日から平成31年6月30日まで。施工業者 佐世保市園田町〇〇株 代表取締役 〇〇。工事の概要でございますが、埋立てに用いる土、その他の材料としまして、基礎部分の土の種類 磯質土、採取場所 佐々町神田免、量160m³、埋立ての高さが0.47mの嵩上げとなります。5の被害防除対策ですが、雨水対策については、現況ボックスに繋ぎ水

路へ排水を行う。工事後の作付け計画が、野菜等の作付けでございます。次に、次に、18ページをお願いいたします。農地改良届出書、申請人 住所佐々町小浦〇〇。下記のとおり田畠転換、畠地嵩上のため農地埋立をしたいので届け出ますということで今回申請があがっております。土地の所在、佐々町小浦免字丸山5-27 地目 登記簿(田)現況(畠)、面積238m²、所有者及び耕作者 田島健二。農地改良等を必要とする理由としまして、現在、田んぼになっておりますが、畠に転換し農地を維持するためということであがっております。工事期間、平成30年12月1日から平成31年6月30日まで。施工業者 佐世保市園田町〇〇(株) 代表取締役 〇〇。工事の概要でございますが、埋立てに用いる土、その他の材料としまして、基礎部分の土の種類 磯質土、採取場所 佐々町神田免、量120m³、埋立ての高さが0.47mの嵩上げとなります。5の被害防除対策ですが、雨水対策については、現況ボックスに繋ぎ水路へ排水を行う。工事後の作付け計画が、野菜等の作付けでございます。以上3件でございます。まず。場所でございますが、10ページをお願いいたします。5-15、5-18、5-27は隣接しております。この場所については、10月の農地転用で申請があつておきました歯医者さんの横になります。嵩上げとしましては、歯医者さんの宅地の高さまで嵩上げを予定されております。農地改良の方法としましては、現在、雑草が生えておりますが、まず、この部分の表土を剥ぎまして、磯質土を入れて埋め戻す工法で嵩上げを予定されております。それから排水につきましては、10ページをご覧ください。5-15、5-18、5-27の真ん中に黒丸がありますが、ここが溜柵になっておりますが、溜柵に一端落としまして、左手にあります水路へ排水をするということで、被害の恐れはないとの説明を受けております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。只今、事務局からの説明が終わりました。これより地元委員の説明をお願いします。

2番（吉野 裕君）2番。只今、事務局から説明があつたとおりです。先月、転用申請があがりまして、奥の方に農地が残るわけですが、登記は田で水源もなく湿地地帯になっていますので、そのあと農地として有効活用するためには、今のうちに嵩上げをして畠として利用したいということでございます。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局に引き続きまして地元委員からの説明をいただきました。これから、ご質問、意見をいただきたいと思います。（私語あり）ないようでございますので、報告第2号の報告を終わらせていただ

きます。次に報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書について事務局の説明を求めます。事務局長

事務局長（金子 剛君）事務局長。23ページをお願いいたします。今回この通知書につきましては11件ございますが、この件につきましては中間管理機構に移行をお願いしているんですが、移行をした折の合意解約でございます。12月にもあがってきますが、あがってきた分から受付をしております。11件続けて朗読説明いたします。報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書、賃貸人佐々町市瀬免〇〇。賃借人 佐々町角山免〇〇。土地の所在 佐々町鴨川免字鴨川170 地目 台帳、現況ともに田。面積663m²。鴨川免字鴨川172地目台帳、現況ともに田。面積205m²。鴨川免字鴨川山218-1 地目 台帳、現況ともに田。面積223m²でございます。賃貸借の解約の申し入れをした日、平成30年11月9日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、平成30年11月9日、土地の引き渡し期間、平成31年2月9日でございます。これは中間管理事業への切替となっております。26ページをお願いします。農地法第18条第6項の規定による通知書、賃貸人 佐々町松瀬免〇〇。賃借人 佐々町市瀬免〇〇。土地の所在 佐々町松瀬免字宮ノ前54-3 地目 台帳、現況ともに田。面積1,036m²。賃貸借の解約の申し入れをした日、平成30年11月9日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、平成30年11月9日、土地の引き渡し期間、平成31年2月9日でございます。これは中間管理事業への切替となっております。29ページをお願いします。農地法第18条第6項の規定による通知書、賃貸人 佐々町鴨川免〇〇。賃借人 佐々町角山免〇〇。土地の所在 佐々町鴨川免字鴨川173-1 地目 台帳、現況ともに田。面積1,299m²。賃貸借の解約の申し入れをした日、平成30年11月9日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、平成30年11月9日、土地の引き渡し期間、平成31年2月9日でございます。これは中間管理事業への切替となっております。32ページをお願いします。農地法第18条第6項の規定による通知書、賃貸人 佐々町松瀬免〇〇。賃借人 佐々町松瀬免〇〇。土地の所在 佐々町松瀬免字松瀬前90-1 地目 台帳、現況ともに田。面積686m²。賃貸借の解約の申し入れをした日、平成30年11月9日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、平成30年11月9日、土地の引き渡し期間、平成31年2月9日でございます。これは中間管理事業への切替となっております。35ページをお願いします。農地法第18条第6項の規定による通知書、賃貸人 佐々町古川免〇〇。賃借人 佐々町

神田免〇〇。土地の所在 佐々町市場免字倉前 76-4 地目 台帳、現況ともに田。面積 1, 764 m²。賃貸借の解約の申し入れをした日、平成 30 年 11 月 12 日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、平成 30 年 11 月 12 日、土地の引き渡し期間、平成 31 年 2 月 9 日でございます。これは中間管理事業への切替となっております。38 ページをお願いします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書、賃貸人 佐々町市瀬免〇〇。賃借人 佐々町市瀬免〇〇。土地の所在 佐々町市瀬免字古田 145 地目 台帳、現況ともに田。面積 1, 174 m²。賃貸借の解約の申し入れをした日、平成 30 年 11 月 14 日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、平成 30 年 11 月 14 日、土地の引き渡し期間、平成 31 年 2 月 9 日でございます。これは中間管理事業への切替となっております。41 ページをお願いします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書、賃貸人 佐々町志方免〇〇。賃借人 佐々町本田原免〇〇。土地の所在 佐々町志方免字持田 813-1 地目 台帳、現況ともに田。面積 1, 224 m²。賃貸借の解約の申し入れをした日、平成 30 年 11 月 13 日、賃貸借の合意解約の合意が成立了日、平成 30 年 11 月 13 日、土地の引き渡し期間、平成 31 年 2 月 9 日でございます。これは中間管理事業への切替となっております。44 ページをお願いします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書、賃貸人 佐々町志方免〇〇。賃借人 佐々町志方免〇〇。土地の所在 佐々町志方免字六ツ枝 456-1 地目 台帳、現況ともに田。面積 838 m²。賃貸借の解約の申し入れをした日、平成 30 年 11 月 13 日、賃貸借の合意解約の合意が成立了日、平成 30 年 11 月 13 日、土地の引き渡し期間、平成 31 年 2 月 9 日でございます。これは中間管理事業への切替となっております。47 ページをお願いします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書、賃貸人 佐々町口石免〇〇。賃借人 佐々町口石免〇〇。土地の所在 佐々町口石免字森ノ木 1127 地目 台帳、現況ともに田。面積 2, 212 m² の内 1, 512 m²。賃貸借の解約の申し入れをした日、平成 30 年 11 月 13 日、賃貸借の合意解約の合意が成立了日、平成 30 年 11 月 13 日、土地の引き渡し期間、平成 31 年 2 月 9 日でございます。これは中間管理事業への切替となっております。50 ページをお願いします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書、賃貸人 佐々町市瀬免〇〇。賃借人 佐々町江里免〇〇。土地の所在 佐々町市瀬免字古田 112-1 地目 台帳、現況ともに田。面積 1, 000 m²。佐々町市瀬免字古田 112-2 地目 台帳、現況ともに田。面積 992 m²。佐々町市瀬免字古田 112-4 地目 台帳、現況とも

に田。面積 675 m²。賃貸借の解約の申し入れをした日、平成30年11月13日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、平成30年11月13日、土地の引き渡し期間、平成31年2月9日でございます。これは中間管理事業への切替となっております。53ページをお願いします。農地法第18条第6項の規定による通知書、賃貸人 佐々町沖田免〇〇。賃借人 佐々町須崎免〇〇。土地の所在 佐々町沖田免字矩ノ手205 地目 台帳、現況ともに田。面積 475 m²。賃貸借の解約の申し入れをした日、平成30年11月14日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、平成30年11月14日、土地の引き渡し期間、平成30年11月30日でございます。これは通常の合意解約でございます。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これにつきまして、ご意見等ございましたお受けしたいと思います。

15番（森田 謙介君）15番。47ページの賃貸人が〇〇さんとなっておりますが、今日提出した通知書は奥様名義であるので、名意義変更をお願いします。

事務局長（金子 剛君）事務局長。了解しました。今から確認いたします。

議長（藤永 九市君）ここで暫時休憩をいたします

（休 憩 午後3時34分）

（会議再開 午後3時35分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。15番委員の森田委員からの質問でございますが、答弁を事務局からお願いします。

書記（上野靖一郎君）書記。先ほどのご質問でございますが、平成30年5月に利用権設定しました契約内容についての解約ということでございますので、前の借り手の方が〇〇さんとなっておりましたので、その契約の解約となりますので特に今回は名義を変更しなくていいということになります。以上です。

15番（森田 謙介君）15番。了解しました。

議長（藤永 九市君）他にございませんか。

8番（池田 邦義君）8番。34ページをお願いいたします。この契約は、物納で1.5袋となっていますが、契約者で決められ設定されていると思いますが、今後、中間管理になった場合は、このままの継続でいかれるんですかね。結局、面積に対して物納が多いのではないでしょうか。いかがでしょうか。納得されれば結構ですが。

3番（濱野 務君）3番。この契約は、私が担当しましたが契約者同士が納得をされております。

8番（池田 邦義君）8番。了解いたしました。

議長（藤永 九市君）他にございませんか。ないようでございますので、この件につきまして終了させていただきます。ありがとうございました。次に、日程4の審議事項に入ります。第24号議案農地法5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。56ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第24号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について 申請人 譲受人 佐世保市城山町○○（看護師）。譲渡人 北松浦郡佐々町口石免○○（農業）。農地の所在、2筆同じで口石免字龍開1181-1と1183-1 地目台帳、現況2筆ともに畠。面積282m²と43m²。合計325m²。転用の目的 一般住宅用地。施設1棟鉄骨2階立て82.36m²。耕作者 ○○。申請の理由といたしまして、現在の住宅が手狭になり新しく住宅を建設したいためということで今回申請があっております。場所につきましては、60ページをお願いいたします。付近の状況図を添付いたしておりますが、口石の佐々病院の上になります。68ページをお願いいたします。被害防除計画でございますが、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を最高1.6m、最低を0.5m行うとのことでした。造成に伴う被害防除措置ですが、擁壁を設ける計画でございます。次に、近傍農地の日照、通風、耕作等に著しく影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置でございますが、建物の高さを加減するということで、2階立ての高さが7.95mでございます。それから、被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由については、申請地内の東側に建物を建築し、高さを加減することから西側農地への日照、通風の被害は生じない。次の雨水排水につきましては、現にある水路を活用して放流を行う。生活雑排水については下水道へ直結するということで現場確認をしております。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。只今、事務局からの説明が終わりました。これより地元委員の説明をお願いします。

4番（藤永 茂君）4番。只今、事務局から説明があったとおりですが、61ページに写真がありますが、このように道路から少し下がっている状況です。高いところで1.6m盛土することでした。L型の擁壁を使って盛土するということです。周囲は住宅地になっておりまして、特に農地に被害を及ぼす影響はないようです。11月19日に事務局と業者で立会をいたしまして問題ないことを確認いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員からの補足説明をいただきました。これより質疑をお受けいたします。ないようではござりますので質疑を終わらせていただきます。これより採決を行います。第24号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。ありがとうございました賛成多数であります。よって転用やむなしということで承認いたします。長崎県に進達いたします。ありがとうございました。

議長（藤永 九市君）次に、第25号議案農地法5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。71ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第25号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について 申請人 譲受人 北松浦郡佐々町本田原免〇〇（会社員）。譲渡人 北松浦郡佐々町小浦免〇〇（無職）。農地の所在、小浦免字宮ノ前778-2 地目 台帳（畠）、現況（不耕作）。面積294m²。転用の目的 一般住宅用地。施設1棟木造平屋建て118.29m²。申請の理由といたしまして、現在アパートに居住しているが手狭になり新しく住宅を建設したいためということで今回申請がございます。場所につきましては、74ページをお願いいたします。付近の状況図を添付いたしておりますが、国道にありますデイリーストアから佐々南の町営住宅に入りまして、第二保育所に登る道がございます。そこを登りあがりまして第二保育所に下る角が申請地となっております。80ページをお願いいたします。被害防除計画でございますが、申請地の造成計画の内容ですが、切土を最高0.6m行うとのことでした。造成に伴う被害防除措置ですが、擁壁を設ける計画でございます。次に、近傍農地の日照、通風、耕作等に著しく影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置でございますが、建物の高さを加減するということで、1階立ての高さが4.327mでございます。それから、被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由については、建物の高さを加減して建築するため被害の恐れはない。次の雨水排水につきましては、溜柵に一端集め水路放流を行う。生活雑排水については下水道へ直結するということで現場確認をしております。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。只今、事務局からの説明が終わりました。これより地元委員の説明をお願いします。

2番（吉野 裕君）2番。只今、事務局から説明があったとおりです。被害防除計画に切土を行うと書いてありますが、77ページでみていただければわかりますが、駐車場の部分だけ下げるということで切土となっております。図面で隣地とござ

いますが、この境界部分に擁壁を設けまして土砂の流出しないようにすることでした。11月20日に事務局と業者で立会をして確認しております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員からの補足説明をいただきました。これより質疑をお受けいたします。

15番（森田 謙介君）15番。勉強のために教えていただきたいんですが、24号議案には近隣の承諾書が提出してあり、25号議案にはついておりませんがどういった場合に承諾書が必要となるんですか。

事務局長（金子 剛君）事務局長。隣接に農地がある場合必要となります。

15番（森田 謙介君）15番。了解しました。

議長（藤永 九市君）他にございませんでしょうか。ないようでございますので質疑を終わらせていただきます。これより採決を行います。第25号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。賛成多数であります。よって転用やむなしということで承認いたします。長崎県に進達いたします。ありがとうございました。

議長（藤永 九市君）次に、第26号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）を議題といたします。事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。84ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第26号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。平成30年11月22日 佐々町農業委員会 会長。85ページをお願いします。佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書 再設定でございます。1、権利の設定を行うもの（貸し手農家）佐々町木場免〇〇。権利の設定を行うもの（借り手農家）佐々町木場免〇〇。土地の所在、木場免帽子田450-2。地目、田。面積806m²。同じく452-1。地目、田。面積695m²。借り手農家の耕作面積 12, 854m²。権利の種類 賃借権。区域区分、農用地。今回の設定内容、金納10a当たり年額10, 000円。10年となっております。他16件でございます。田の合計面積28, 402m²。畠の合計面積5, 064m²。合計の33, 466m²でございます。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。只今、事務局からの説明が終わりました。これにつきまして、何かご質問はございませんでしょうか。（私語あり）

ないようすで採決を行います。まず、第26号議案の農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）挙手をお願いします。ありがとうございます。全会一致で承認されました。次に、第27号議案佐々農業振興地域整備計画見直し検討委員会委員の選任についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。89ページをお願いいたします。第27号議案佐々農業振興地域整備計画見直し検討委員会委員の選任についてということで産業経済課から検討委員を5名お願いできなかとの依頼があつております。この件に関しましては、5年に1度大型見直しをするとなつておりますのでよろしくお願ひいたします。前回の折は、4役の方にお願いをしている経緯がございます。今回につきましても5役の方にお願いできなかと思っております。

議長（藤永 九市君）只今、事務局から説明をいただきました。説明どおりでございます。勝手に5役で委員になったということではいけませんので、今回の総会に諮つておる次第でございます。何か皆様方からご意見等ございましたらお受けしたいと思いますが。

（事務局案で「異議なし」の声あり） それでは、5役が検討委員として決定いたしました。ありがとうございます。

議長（藤永 九市君）次に、日程5に移ります。その他について事務局にお願いします。
事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。①農業新聞についてですが、現在、農業会議から依頼がございまして、県内の加入が低いということです。佐々町につきましても目標が28名に対して、26名となつておりますので、2名新規加入推進依頼がありましたので、事務局で2名認定農業者の方にお願いをしまして加入をしていただいている状況でございます。今後、皆様方からも加入推進をお願いしたいと思っております。以上です。

議長（藤永 九市君）この件についてよろしいでしょうか。なければ②農業委員会視察研修についてに移ります。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。②農業委員会視察研修についてですが、お手元に視察研修のご案内を差し上げております。平成30年度農業委員視察研修資料をご覧ください。まず、日程は今月26・27日でございます。集合時間につきましては、朝の6時30分に文化会館前に集合をお願いいたします。集まり次第出発を考えております。工程につきましては、鹿児島県のいちき串木野市の視察研修

を午後3時から5時までを予定しております。それから保険証を必ず持参ください。あとは、部屋割りとしおりを添付しております。案内文をご家族へお渡しください。以上です。

議長（藤永九市君）ありがとうございました。何かございませんか。なければ③1月定例会の日程についてに移ります。事務局長。

事務局長（金子剛君）事務局長。③1月の定例会日程でございますが、1月25日に予定をさせていただきます。

（閉会 午後4時41分）

上記のとおり相違ありません。

会長 藤永九市

会議録署名委員 山下タ見子

会議録署名委員 吉永勝彦